

事務連絡
平成 25 年 7 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中



厚生労働省医薬食品局審査管理課
医療機器審査管理室

医療機器の治験に係る文書又は記録について

医療機器の治験に係る文書又は記録（以下「治験に係る文書等」という。）については、平成 20 年 11 月 21 日付け薬食機発第 1121001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の治験に係る文書又は記録について」（以下「治験文書通知」という。）により、その例を示しているところです。

先般、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 161 号）及び薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 11 号）の制定により、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号。以下「医療機器 G C P 省令」という。）が改正され、また、改正後の医療機器 G C P 省令が円滑に施行されるよう、その運用の参考となるガイドラインを平成 25 年 2 月 8 日付け薬食機発 0208 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイドラインについてにより通知したことを見て、治験文書通知を廃止し、別添のとおり「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧の例を作成しましたので、業務の参考として、貴管内関係業者及び医療機関等に対して周知いただきますよう御配慮願います。

なお、治験に係る文書等は、別添の「文書の名称」欄ごとに文書等を作成することが望ましいですが、必要な記録等が適切になされたのであれば、必ずしもこの例に限定するものではありません。

(別添)

「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧について

治験関係者は、治験を実施する際には、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第36号。以下「医療機器GCP省令」という。)をはじめとする関係法規等を遵守し、被験者の保護及び治験の信頼性を確保しなければならない。

「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧は、個々にかつまとめて治験の実施及び得られたデータの質を評価し、また、治験の手順の確認、治験の適切な管理及び関係法規等の遵守状況を確認にする上で役立つよう、その文書等が作成される治験の段階に応じて、第I部：治験開始前、第II部：治験実施中、第III部：治験の終了又は中止・中断後及び第IV部：開発業務受託機関又は治験施設支援機関で保存する文書・記録の4つに分けて、それぞれの文書等に含まれる内容とその説明及び保存場所を示している。

なお、治験に係る文書等は、規制当局による調査又は治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者の監査担当者による監査等の対象となり得るものであり、それに対応できるように整理しておく必要がある。

注1：一連の文書等が治験の異なる段階で作成されることがあるが、本一覧では最も早く作成される時期に合わせて記載した。

注2：保存場所の「○」は、治験に係る文書等を整理合理化して保存する場合の保管場所を示した。

なお、当該実施医療機関の長が設置した治験審査委員会以外の治験審査委員会を利用する等により実施医療機関の長と治験審査委員会の設置者が異なる場合には、治験審査委員会の設置者が保存すべき文書は実施医療機関での保存は不要である。

また、実施医療機関の長と治験責任医師等が同一人である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師等との間で文書のやりとりは不要であり、治験依頼者と実施医療機関の長及び治験責任医師等との文書のやりとりについては、肩書きを連記することによって一の文書として差し支えない。

注3：実施医療機関の長、治験審査委員会の設置者及び治験責任医師等が実施医療機関で保存する文書等全てを示した。

注4：実施医療機関で保存する文書等のうち、自ら治験を実施する者が保存するものとそれ以外の者が保存するものとを分けて示した。治験責任医師として保存すべき文書等は医療機関が保存すべき文書等に含めた。

注5：医療機器GCP省令の関連条文を示した。なお、治験の依頼をしようとする者による治験と自ら治験を実施しようとする者による治験で医療機器GCP省令の関連条文が異なる場合には、それぞれ「企業」又は「医師」と付した上で関連条文を示した。

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類		保存場所（注2）			
文書の名称	概要	実施医療機関（注3）	治験依頼者（注4）	治験依頼による者による治験	自ら治験を実施する者による治験
1. 治験審査委員会の運営に関する文書	当該文書に含まれる事項 【関連条文】（注5）				
1.1 治験審査委員会の設置記録 【第 46 条】	治験審査委員会が、必要な要件に従つて設置されたことを示す記録。	○	○	○	○
1.2 治験審査委員会の運営に関する文書 【第 47 条】	治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する事項を定めた文書（標準業務手順書）。	○	○	○	○
1.3 実施医療機関外治験審査委員会の委員名簿及び標準業務手順書 【第 49 条】	実施医療機関の長が、自ら又は共同で設置した以外の治験審査委員会に意見を求める場合、当該治験審査委員会から入手する文書。	○	○	○	○
2. 治験審査委員会の設置者が保存する記録	2.1 治験審査委員会の設置者が保存する記録 【第 53 条】	治験審査委員会の設置者が、規制当局の要請に応じて提示できるよう に保存する文書。	○	○	○
	1) 委員名簿（資格、職業及び所属を含む。） ・治験審査委員会委員の指名記録 【第 47 条】	治験審査委員会の設置者が治験審査委員会の委員を指名したこと 示す記録。			
	2) 提出された文書 【第 51 条】	第 51 条第 1 項に規定する文書。必要に応じて、治験審査委員会が治験の実施状況について自ら行った調査結果を示す記録を含む。			
	3) 会議の記録 【第 47 条】	治験審査委員会における審議の結論、審議及び採決に参加した委員 及び議事要旨が記載された記録。			

第Ⅰ部：治験開始前(注1)

文書の種類		保存場所(注2)		
文書の名称	概要	治験依頼者による治験	自ら治験を実施する者による治験	実施医療機関
		実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4) 自ら治験を実施する者
当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)				
4) 契約に関する文書 [第 49 条]	外部に設置された治験審査委員会に調査審議を依頼する際に、実施医療機関の長が治験審査委員会の設置者と契約した文書。			
5) 会議の記録の概要 [第 47 条]	治験審査委員会の開催日時、開催場所、出席委員名、議題及び審議結果を含む主な議論の概要(質疑、応答などの簡単な内容。)の記録。			
3. 実施医療機関の治験の実施に関する手順 書	3.1 実施医療機関の治験の実施に関する手順書 [第 55 条、第 57 条]	実施医療機関の長が治験の実施に必要な手続き(治験事務局の設置を含む。)を定めた文書。	○	○
	1) 治験事務局の業務内容に関する文書 [第 57 条]	実施医療機関の長が治験事務局の業務内容を定めた文書。		
	2) 治験機器管理者の指名記録 [第 58 条]	実施医療機関の長が治験機器管理者を指名した記録。		
	3) 実施医療機関における記録保存責任者の指名記録 [第 61 条]	実施医療機関の長が、実施医療機関において保存すべき治験に係る文書等について、それぞれの記録(文書を含む。)毎に保管責任者を指名した記録。		
4. 実施医療機関の長 が了承した治験分担医師及び治験協力者のリスト スト	4.1 実施医療機関の長が了承した治験分担医師及び治験協力者のリスト [第 55 条]	治験分担医師及び治験協力者に関する分担業務と分担者のリスト。治験責任医師が作成し、実施医療機関の長が了承したもの。	○	○ ○
5. 実施医療機関の長 が治験審査委員会に意見を求める文書 [第 49 条]	5.1 実施医療機関の長が治験審査委員会に意見を求める文書	実施医療機関の長が治験の実施について意見を求めた文書。	○	○

第1部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)			
		実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4) 実施医療機関	自ら治験を実施する者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)				
6. 治験審査委員会の意見に係る通知文書	6.1 治験審査委員会の通知文書 ・承認文書 ・修正条件付き承認文書 ・却下の決定の文書 【第 51 条】	治験審査委員会が治験の実施について実施医療機関の長に通知する文書。本文書は、実施医療機関の長から 7.1 実施医療機関の長の指示、決定に関する文書とともに治験責任医師、治験依頼者又は自ら治験を実施する者に交付される。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを行う必要はない。	○	○	○
	1) 治験審査委員会の名前と所在地が記された文書 【第 55 条】				
	2) 治験審査委員会の構成と活動に関する文書 【第 55 条】	治験審査委員会が医療機器 GCP 省令に従つて組織され、活動している旨を治験審査委員会が自ら確認した文書。			
	3) 治験審査委員会の審議・採決の出席者リスト 【第 55 条】				
	6.2 治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書 ・承認文書 ・修正条件付き承認文書 ・既承認事項の取消しに関する文書 【第 51 条】	治験審査委員会が実施中の治験の継続に関して、実施医療機関の長に通知したことを示す文書。本文書は、実施医療機関の長から 7.2 治験の継続に関する実施医療機関の長の指示、決定に関する文書とともに治験責任医師、治験依頼者又は自ら治験を実施する者に通知される。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを行う必要はない。	○	○	○

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類	概要	保存場所(注2)		
		治験依頼者による治験実施医療機関(注3)	治験依頼者(注4)	自ら治験を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)			
7. 実施医療機関の長の指示、決定に関する文書	7.1 実施医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第 51 条]	実施医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく実施医療機関の長の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。 ただし、治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には、6.1 治験審査委員会の通知文書に日付及び実施医療機関の長の職名を記載することで本文書に代えることができる。	○	○
	7.2 治験の継続に関する実施医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第 51 条]	実施医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく実施医療機関の長の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。 ただし、治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には、6.2 治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書に日付及び実施医療機関の長の職名を記載することで本文書に代えることができる。 なお、第 28 条第 2 項及び 3 項又は第 39 条第 2 項に関する治験を継続して行うことの適否についての意見に限り、6.2 治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書を実施医療機関の長に加えて治験責任医師及び治験依頼者又は自ら治験を実施する者にも同時に通知することでも本文書に代えることができる。	○	○
8. 治験責任医師等の氏名を記載した文書	8.1 治験責任医師の履歴書等の文書及び治験分担医師の氏名リスト [企業第 10 条、医師:第 21 条、共通:第 62 条]	治験責任医師が要件を充足していることを示した履歴書その他の文書及び治験分担医師の氏名リスト(求めがあつた場合には治験分担医師の履歴書。)	○	○ ○

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類	概要	保存場所（注2）	
		治験依頼者による治験実施計画書並びに治験依頼者と治験責任医師が治験実施計画の内容（改訂版を含む。）及びこれを遵守して治験を実施することについて合意したことなどを示すため治験依頼者と治験責任医師が記名押印又は署名したもの。	自ら治験を実施する者による治験実施計画書並びに治験依頼者と治験責任医師が記名押印又は署名は不要である。
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕（注5）	実施医療機関（注3）	治験依頼者（注4）
9. 治験実施計画書 (改訂版を含む。)	9.1 治験実施計画書又(改訂版を含む。) 〔企業: 第 7 条、医師: 第 18 条〕	○	○ ○ ○ ○ ○ ○
1) 医学等専門家の指名記録 〔企業: 第 4 条、医師: 第 16 条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が適格な医学等の専門家を中心専門的知識を有する者を指名した記録。		
2) 盲検下の治験機器の割付ナコードの開封手順書 〔企業: 第 24 条、医師: 第 35 条〕	緊急時に、当該治験機器がどの機器であるかを直ちに識別でき、かつ盲検性が破られたことを検知できる方法を示す文書。		
3) 症例報告書の変更又は修正 の手引き書 〔企業: 第 4 条、医師: 第 16 条〕	症例報告書の変更又は修正に関する手引きとして、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が症例報告書の作成及び変更又は修正を行う治験責任医師、治験分担医師及び必要に応じて治験協力者に提供するもの。		
4) 治験調整医師の選定、治験調整委員会の設置に関する記録 〔企業: 第 26 条、医師: 第 37 条〕	治験調整医師又は自ら治験を実施する者が治験調整医師を選定又は治験調整委員会を設置したことを示す記録。		
5) 治験調整医師、治験調整委員会及び治験責任医師の業務に関する文書 〔企業: 第 26 条、医師: 第 37 条〕	治験調整医師を選定又は治験調整委員会を設置した場合、治験依頼者又は自ら治験を実施する者がそれらの業務の範囲、手順その他必要な事項及び治験責任医師の責務を定めた文書。		

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験実施医療機関	自ら治験を実施する者による治験実施医療機関
文書の名称	当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)	実施医療機関(注3) 治験依頼者	(注4) 自ら治験を実施する者
6) 評価の統一基準の遵守方法 に関する説明文書 [企業: 第 26 条、医師: 第 37 条]	多施設共同治験で必要な場合、全ての治験責任医師に対し、臨床及び検査上の所見の評価に関する統一基準の遵守方法について説明した文書。		
10. 同意文書及びその他の説明文書(改訂版を含む。) [企業: 第 9 条、医師: 第 20 条、共通: 第 71 条、第 74 条]	治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成した同意文書及びその他の説明文書(改訂版を含む。)。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が作成した同意文書及びその他の説明文書(改訂版を含む。)。	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
11. 治験依頼者又は自ら治験を実施する者の標準業務手順書 [企業: 第 4 条、医師: 第 16 条]	治験に関する業務が医療機器 GCP 省令等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
1) データの品質管理に関する文書 [企業: 第 4 条、医師: 第 16 条]	治験に関連する全てのデータの信頼性とその適正な処理を保証するためにデータの取扱いの各段階に品質管理を適用するためのもの。	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
2) 治験開連業務割当て記録 [企業: 第 4 条、第 29 条、医師: 第 16 条、第 40 条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験に関連する全ての業務を確定し、適格な者に割り当てたことを示す記録。	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
3) 治験実施計画書及び症例報告書の作成、改訂の手続きに関する記録 [企業: 第 4 条、医師: 第 16 条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、治験実施計画書、症例報告書を作成、改訂する手続き、並びに当該治験の倫理的及び科学的妥当性が裏付けられることを保証するための手続きに関する記録。(治験依頼者にあつては、治験責任医師と協議すること。)	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類		概要			
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕（注5）	実施医療機関（注3）	治験依頼者	（注4）	自ら治験を実施する者による治験
保存場所（注2）					
4) 電子データ処理システムのバリデーション等に関する記録 〔企業：第34条、医師：第45条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、電子データ処理システムを用いる場合、下記事項を行うことを示す記録。 1) 当該システムの完全性等を保証し、文書化していること 2) 標準業務手順書を整備すること 3) データ修正の履歴が残せるようデザインされていること 4) データのセキュリティシステムを保持し、バックアップを適切に行うこと 5) データ修正者名簿を作成、管理すること 6) 盲検化が行われている場合、盲検性が保持されること				
5) 治験依頼者又は自ら治験を実施する者の指名による症例報告書の変更又は修正について 告書の変更又は修正の手順書 〔企業：第4条、医師：第16条、第67条〕	治験依頼者が指名した者が行う症例報告書の変更又は修正については、それらが文書に記録され、かつ、当該変更又は修正が必要なものであり、治験責任医師が承認したものであることを保証するための手順書。				
6) 健康被害の補償に関する治験依頼者又は自ら治験を実施する者の手順書 〔企業：第14条、医師：第23条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めた文書。				
7) 治験機器の品質管理、運搬及び交付の手順を定めた文書 〔企業：第25条〕	治験依頼者が治験機器の品質管理、運搬及び交付を確実に行うために必要な手順を定めた文書。				

第Ⅰ部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)	実施医療機関(注3)	治験依頼者 （注4）	自ら治験を実施する者による治験
8) モニタリングに関する標準業務手順書 〔企業: 第 29 条、医師: 第 40 条〕	モニタリングに関して治験依頼者又は自ら治験を実施する者が作成した標準業務手順書。			
9) 監査手順書 〔企業: 第 31 条、医師: 第 42 条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が監査の対象、方法及び頻度並びに監査報告書の様式と内容を記述した監査手順書。			
12. 検査の基準値及びその範囲（修正又は改訂版を含む。） その範囲（修正又は改訂版を含む。）	12.1 検査の基準値及びその範囲（修正又は改訂版を含む。） 〔企業: 第 4 条、医師: 第 16 条〕	治験実施計画書に記載されている医学的検査、臨床検査等の基準値を示す記録（最新の基準値及びその範囲並びにこれらの数値の改訂時期を示す記録も含む。）。	○	○ ○ ○ ○
13. 検査機関における精度管理等を保証する記録	13.1 検査機関における精度管理等を保証する記録 〔企業: 第 4 条、医師: 第 16 条〕	検査機関において、検査が適切に実施されて治験に係るデータが信頼できることを保証するため、当該検査機関における精度管理等を保証する記録。	○	○
14. 効果安全性評価委員会に関する記録	14.1 効果安全性評価委員会に関する記録 〔企業: 第 4 条、医師: 第 16 条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が上記 13.1 を確認した記録。	○	○
	1) 標準業務手順書 2) 効果安全性評価委員会の設置に関する記録	効果安全性評価委員会が作成した標準業務手順書及び全ての会合の記録。	○	○
		効果安全性評価委員会と協議の上、治験依頼者又は自ら治験を実施するものが作成した審議に関する手順書。		
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が設置したことを示す記録。		

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類	文書の名称	概要	保存場所(注2)	
			実施医療機関(注3)	治験依頼者 (注4) 自ら治験を実施する者
当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	3)会合の記録	効果安全性評価委員会の了承のもとに、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が作成した全ての審議及び会合の記録。		
15. 治験責任医師及び 実施医療機関の選定 に関する記録	15.1 治験責任医師及び実施医 療機関の選定に関する記録 〔第6条〕	治験依頼者が、治験を適切に実施しうる要件を満たしている治験責任医師及び実施医療機関を選定したこととを示す記録。	○	
16. 治験計画届書(控)	16.1 治験計画届書(控) 〔薬事法施行規則第275条で準用 する第269条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画届書を提出したこととを示す記録。	○	○
17. 治験依頼時又は治 験の実施の承認の前 に実施医療機関の長 に提出した文書	17.1 治験依頼時又は治験の実 施の承認の前に実施医療機関の 長に提出した文書 〔企業：第10条、医師：第21条 する第269条〕	治験の依頼時又は治験の実施の承認の前に、治験依頼者又は自ら治 験を実施する者が実施医療機関の長に提出した最新の文書。	○	○ ○ ○
18. 治験機器の表示内 容	18.1 治験機器の表示内容 〔企業：第24条、医師：第35条〕	治験機器又はその容器若しくは被包に記載されている内容。	○	○
19. 治験機器の製造 記録	19.1 治験機器の製造記録 〔企業：第24、25条、医師：第35、 36条〕	治験機器が適切な製造方法及び品質管理の方法に従つて製造された ことを示す記録(設置にあたつて組み立てが必要な治験機器について は、設置時における管理記録も含む。)。	○	○
20. 治験機器の品質試 験成績	20.1 治験機器の品質試験成績 〔企業：第24条、医師：第35条〕	治験機器が治験機器としての安定性を担保する規格に適合しているこ とを示す記録及び治験機器の安定性等の品質が治験期間中保証され ていたことを示す記録又は文書。	○	○
21. 無作為割付け原簿	21.1 無作為割付け原簿 〔企業：第24条、医師：第35条〕	治験機器が無作為に割付けられたことを示す文書。	○	○

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類	概要	保存場所(注2)		
		実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4)自ら治験を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)			
22. 治験機器の管理に関する手順書	22.1 治験機器の管理に関する手順書 【企業：第 24 条、医師：第 35 条】 1) 治験機器の使用方法その他の取扱方法を説明した文書	実施医療機関の長又は治験機器管理者が、治験機器の取扱い及び保管、管理並びにこれらの記録に際し従うべき指示を記載した治験依頼者又は自ら治験を実施する者による手順書。	○	○ ○ ○ ○
23. 健康被害の補償措置に関する文書	23.1 健康被害の補償措置に関する文書 【企業：第 14 条、医師：第 23 条】	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の補償を履行するため、保険その他の措置を講じたことを示す文書。	○	○
24. 当該治験に特有のモニタリングに関する手順書	24.1 当該治験に特有のモニタリングに関する手順書 【企業：第 29 条、医師：第 40 条】 1) 中央モニタリングに関する手順書	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が当該治験のために特に定めたモニタリングに関する手順書。	○	○
25. モニタリング報告書	25.1 モニタリング報告書 【企業：第 30 条、医師：第 40 条】 1) 治験実施計画書案等の提供記録 【第 7 条】	実施医療機関への訪問及び治験に関連した連絡に関して、モニターが治験依頼者又は自ら治験を実施する者及び実施医療機関の長に報告する文書。 治験依頼者が、治験責任医師ヒ治験実施計画書について合意する前に、治験責任医師に治験実施計画書案及び最新の治験機器概要書その他必要な資料・情報を提供したことを示す記録(改訂する場合を含む。)。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

第Ⅰ部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要			
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	保存場所(注2)			
		実施医療機関(注3)	治験依頼者 （注4）	自ら治験を実施する者による治験	実施医療機関 を実施する者
	2) 同意文書等の作成に必要な資料の提供記録 【第9条】	治験依頼者が治験責任医師に同意文書及びその他の説明文書の作成に必要な資料を提供したことを示す記録(改訂する場合を含む。)。			
	3) 遵守を確保するための措置に関する記録 【企業:第4条、第30条、医師:第16条、第41条】	治験責任医師、実施医療機関、治験依頼者又は自ら治験を実施する者のスタッフが治験実施計画書、標準業務手順書、医療機器 GCP 省令等を遵守していない場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が遵守を確保するべく講じた措置の記録。			
	4) モニタリング報告書の点検ヒアローラップに関する文書 【企業:第30条、医師:第41条】	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、モニタリング報告書にて行った点検ヒアローラップについて、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者が文書化したもの(終了又は中止・中断後を含む。)。			
26. 監査計画書	26.1 監査計画書 【企業:第31条、医師:第42条】	監査担当者が監査手順書に基づいて作成したもの。		○	○
27. 治験依頼者若しくは実施医療機関と開発業務受託機関との契約書	27.1 治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関と開発業務受託機関との契約書 【企業:第12条、医師:第22条】	治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務について開発業務受託機関と契約したことを示す文書。		○	○
	27.2 治験依頼者と運搬業者等との契約書 【企業:第25条】	運搬業者等を用いて実施医療機関に治験機器を交付する場合、治験機器の品質管理、運搬及び交付を確実に行うために、契約を締結するなど必要な措置を講じたことを示す記録。		○	

第Ⅰ部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要				保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)	実施医療機関(注3)		治験依頼者	治験依頼者による治験	自ら治験を実施する者による治験
		実施医療機関	(注4) 自ら治験を実施する者	(注4) 自ら治験を実施する者	実施医療機関	実施医療機関
28. 自ら治験を実施する者又は実施医療機関と治験施設支援機関との契約書 [第 59 条]	28.1 自ら治験を実施する者又は実施医療機関と治験施設支援機関との契約書 [第 59 条]	自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関する契約書。	○	○	○	○
29. 治験に関する合意文書 [企業: 第 13 条、医師: 第 21 条]	29.1 治験の契約書又は承認書 [企業: 第 13 条、医師: 第 21 条]	治験の実施に關し、治験依頼者と実施医療機関(さらに、治験依頼者が業務を委託する場合には、その受託者。)が合意した文書。なお、治験依頼者、開発業務受託機関及び実施医療機関の第三者で合意のうえ、開発業務受託機関及び実施医療機関の二者の契約としても差し支えない。 自ら治験を実施する者の治験では、実施医療機関の長が自ら治験を実施する者の提出した資料に基づき治験の実施を承認した文書。	○	○	○	○
1) 治験に関するその他の合意文書 [企業: 第 13 条]	1) 治験に関するその他の合意文書 [企業: 第 13 条]	治験責任医師及び治験実施計画書以外の合意文書。	○	○	○	○
29.2 治験に係わる費用に関する文書 [企業: 第 13 条、医師: 第 21 条]	29.2 治験に係わる費用に関する文書 [企業: 第 13 条、医師: 第 21 条]	治験に係わる費用について、治験依頼者と実施医療機関との間で取り決めた文書。 実施医療機関以外の者が治験の費用の一部を負担する場合(治験機器を提供する場合を含む。)の負担に関する具体的な内容等について、自ら治験を実施する者が取り決めた文書。	○	○	○	○
30. 治験機器概要書 (改訂版を含む)	30.1 治験機器概要書(改訂版を含む) [企業: 第 8 条、医師: 第 19 条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験の実施に必要な非臨床及び臨床試験の成績をまとめた文書(改訂版を含む。)	○	○	○	○

第Ⅰ部：治験開始前（注1）

文書の種類		概要				保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による 治験		自ら治験を実施す る者による治験		実施医療 機関 (注4)	自ら治験 を実施す る者
		実施医療 機関(注 3)	治験依 頼者	実施医療 機関			
	1) 治験機器の原材料又は構成部品等を変更した場合の非臨床試験成績 〔企業：第5条、医師：第17条〕	被験機器又は対照機器の原材料又は構成部品等が大きく変更された場合に必要な試験成績(安定性、電気的安全性、生物学的安全性、放射線に対する安全性等。)。					

第Ⅱ部：治験実施中（注1）

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による 治験	自ら治験を実施す る者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	実施医療機関(注3) 治験依頼者	(注4) 自ら治験を実施する者 実施医療機関
31. 実施医療機関での治験機器の保管・管理記録 【第 58 条】	31.1 実施医療機関での治験機器の保管・管理記録 【第 58 条】	実施医療機関の長又は治験機器管理者が、治験依頼者又は自ら治験を実施する者の定めた手順書及び医療機器 GCP 省令を遵守して 治験機器を保管、管理していることを示す記録。	○ ○
32. 治験実施計画書からの逸脱 の逸脱記録 【第 66 条】	32.1 治験実施計画書からの逸脱 記録 【第 66 条】	治験実施計画書に従つて規定された量(数量)の治験機器が被験者 に使用されたことを示す記録。	○ ○
33. 治験実施計画書から の緊急の逸脱又は変更の記録 【第 66 条】	33.1 治験責任医師が実施医療機関の長及び実施医療機関の長 を経由して治験審査委員会に提出した文書 【第 66 条】	治療上やむを得ない理由のために、治験責任医師が逸脱又は変更 を行った場合、その内容及び理由等を記述した通知文書。	
34. 治験実施計画書から の緊急の逸脱又は変更に関する文書 【第 66 条】	34.1 治験審査委員会の承認の 文書	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更について、治験審査委員会が承認、実施医療機関の長が了承及び治験依頼者が同意したこと を示す文書。	○ ○

第Ⅱ部：治験実施中（注1）

文書の種類		保存場所(注2)			
文書の名称	概要	実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4) 自ら治験を実施する者による治験	実施医療機関
当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)					
34.2 実施医療機関の長の了承の文書	治験責任医師あて。 治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示、決定が同じ場合には、34.1 治験審査委員会の承認の文書に日付及び実施医療機関の長の職名を記載することで本文書に代えることができる。	○	○	○	
34.3 治験依頼者の合意の文書	実施医療機関の長あて。	○	○	○	
35. 治験の変更に関する治験責任医師の報告書 〔第 66 条〕	35.1 治験の変更に関する治験責任医師の報告書 〔第 66 条〕 治験の実施に重大な影響を与える、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更に関する報告書。	○	○	○	
36. 予定より早い治験機器割付けコードの開封記録 封記録 〔第 66 条〕	36.1 予定より早い治験機器割付けコードの開封記録 〔第 66 条〕 予定より早い段階での開封を行った場合、治験責任医師がその理由とともに記録した文書。	○	○	○	
37. 記名押印又は署名 〔第 67 条〕 及び症例報告書	37.1 記名押印又は署名ずみ症例報告書 〔第 67 条〕 治験責任医師又は治験分担医師が作成し、治験責任医師が内容に問題がないことを確認した症例報告書。 治験責任医師は、治験依頼者による治験においては治験依頼者に提出するとともにその写しを保存する。 症例報告書中のデータが原資料と何らかの矛盾がある場合、治験責任医師がその理由を説明した記録。	○	○	○	
	1) 原資料との矛盾を説明した記録 〔第 67 条〕 2) 症例報告書の変更及び修正 記録 〔第 67 条〕	○	○	○	
	症例報告書の変更及び修正に関する記録。				

第Ⅱ部：治験実施中（注1）

文書の種類		概要		保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 「関連条文」(注5)	実施医療機関(注3)	治験依頼者	治験を実施する者による治験 実施医療機関
38. 被験者登録に関する文書	38.1 被験者登録に関する文書 1) 被験者識別コードのリスト 【第 67 条】 2) 治験を終了又は中止・中断した被験者識別コードのリスト 【第 67 条】 3) 被験者登録名簿	○	○	(注4) 自ら治験を実施する者
4) 被験者のスクリーニング名簿	治験開始にあたって、スクリーニングに組み入れられた症例を確認する文書。			
39. 原資料	39.1 原資料 【第 61 条】	○	○	
40. 署名・印影一覧表	40.1 署名・印影一覧表	○	○	○
41. 治験の現況の概要に関する文書	41.1 治験の現況の概要に関する文書 【第 68 条】	○	○	○
42. 治験責任医師からの不具合等報告	42.1 治験依頼者又は治験機器提供者へ通知された重篤な有害事象及び不具合 【第 68 条】	○	○	○

文書の種類	文書の名称	保存場所(注2)			
		実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4) 自ら治験を実施する者による治験	実施医療機関
概要	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	全ての重篤な有害事象及び不具合に関する実施医療機関の長への報告(重篤で予測できない治験機器の使用による影響であると疑われる有害事象の特定が必要。)。	○	○	○
42.2 実施医療機関の長へ報告された重篤な有害事象及び不具合 【第 68 条】	42.3 治験依頼者又は治験機器提供者へ通知された重要な有害事象及び不具合 【第 68 条】	なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して 42.1 を通知することで、本報告を行う必要はない。ただし、この場合、重篤で予測できない治験機器の使用による影響であると疑われる有害事象を特定した上で、42.1 の通知を行う必要があること。	○	○	○
43. 治験責任医師が実施医療機関の長の指示に従つて保存すべき文書又は記録 【第 61 条】	44. 治験への参加について被験者等の意志を確認した記録 【第 70 条、第 72 条、第 74 条】	治験の実施に関する重要な事項について行われた治験依頼者との書簡、会合、電話連絡等に関するものと含む。	○	○	○
43. 治験責任医師が保存すべき治験の実施に係る文書又は記録 【第 61 条】	44.1 記名押印又は署名のみ同じ文書(改訂版を含む。) 【第 70 条、第 72 条、第 74 条】	被験者が治験に参加する前に、被験者(代諾者)が治験への参加について文書で同意したことと示す文書(改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて被験者(代諾者)に改めて説明し、治験への継続参加について文書による同意を得た場合も含む。)。	○	○	○
43. 治験責任医師が保存すべき治験の実施に係る文書又は記録 【第 70 条】	1) 代諾者と被験者の関係を示す記録 【第 70 条】	代諾者から同意を得た場合、代諾者と被験者の関係を示す記録。			

文書の種類		概要		保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4)自ら治験を実施する者
2) 立会人の記名押印又は署名 〔関連条文〕(注5) 〔第72条〕	被験者(代諾者)が同意文書及びその他の説明文書を読むことができる場合、公正な立会人が同意文書に記名押印又は署名した文書。			
44.2 被験者(代諾者)の事後の 記名押印又は署名すみ同意文書 〔第75条〕	緊急状況下における救命的治験で、被験者(代諾者)から事前の同意を得ることが不可能であった場合、事後に被験者(代諾者)から治験への継続参加について文書で同意を得たことを示す文書。	○	○	○
44.3 記名押印又は署名すみ同 意文書の写し等を被験者に渡し た記録 〔第73条〕	記名押印又は署名すみ同意文書の写し及びその他の説明文書を被験者(代諾者)に渡した記録(改訂された場合を含む。)。	○	○	○
44.4 治験への継続参加に関する 被験者(代諾者)の意思を確認し た記録 〔第74条〕	治験への継続参加に影響を与える可能性のある情報が得られた場合、当該情報を被験者(代諾者)に伝え、継続参加について被験者(代諾者)の意思を確認した記録。	○	○	○
45. 治験依頼者の治験 機器交付及び取扱い記 録又は自ら治験を実施 する者の治験機器の入 手及び取扱いの記録 〔企業:第24条、医師:第35条〕	治験依頼者が治験機器を適正に出荷、輸送、設置、受領、処分、返却、保守点検及び廃棄した記録。 自ら治験を実施する者が治験機器入手、設置、処分、返却、保守点検及び廃棄した記録。		○	○

第Ⅱ部：治験実施中（注1）

文書の種類	当該文書に含まれる事項 「関連条文」(注5)	保存場所(注2)				
		実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4) 自ら治験を実施する者による治験	自ら治験を実施する者による治験を実施する者による治験	
46. 治験依頼者又は自ら治験を実施する者からの安全性に関する通知・報告文書	46.1 被験者の安全に悪影響をおぼす情報に関する治験依頼者又は自ら治験を実施する者の通知書 [企業: 第28条、医師: 第39条]	被験者の安全に悪影響を及ぼし、治験の実施に影響を与える、又は治験継続に関する治験審査委員会の承認を変更する可能性のある情報を、全ての治験責任医師、実施医療機関の長に通知した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記することでの文書として差し支えない。	○	○	○	○
	46.2 重篤な不具合等を1年ごとに通知した発現症例一覧等 [企業: 第28条]	治験機器安全性定期報告書及び治験機器不具合・有害事象症例発生状況一覧を初めて治験計画を届け出た日等から起算して、1年ごとに、全ての治験責任医師、実施医療機関の長に通知した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記することでの文書として差し支えない。	○	○	○	○
	46.3 重篤で予測できない不具合等の報告 [企業: 第28条、医師: 第39条]	重篤で予測できない全ての不具合等を全ての治験責任医師、実施医療機関の長及び規制当局に報告した文書。	○	○	○	○
	46.4 治験機器概要書の改訂前に報告する安全性情報 [企業: 第8条、第28条、医師: 第19条、第39条]	新たな重要な情報が国内外から得られた場合、治験機器概要書の改訂に先立って、治験責任医師、実施医療機関の長及び規制当局に報告した文書。	○	○	○	○
		なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記することで、文書として差し支えない。				

第Ⅱ部：治験実施中（注1）

文書の種類		概要				保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4) 実施医療機関	自ら治験を実施する者による治験	自ら治験を実施する者による治験	
47. 治験への参加打切りに りに関する報告文書 〔企業：第32条、医師：第43条〕	47.1 治験への参加打切りに りに関する報告文書 〔企業：第32条、医師：第43条〕	モニタリング及び監査によって、治験責任医師又は実施医療機関に よる重大又は継続した不遵守が発見された場合に、当該治験責任医 師又は実施医療機関の治験への参加を治験依頼者又は自ら治験を 実施する者が打切ったことを規制当局に報告した文書。		○	○	○	
48. 治験計画変更届書 (控)	48.1 治験計画変更届書(控) 〔薬事法施行規則第275条で準用 する第270条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画変更 届書を提出したことを示す文書。		○	○	○	
49. 体液又は組織標本の保存 の保存記録(ある場合)	49.1 体液又は組織標本の保存 記録(ある場合)	再検査の必要性がある場合には保存サンプルの保存場所とその内 容を示す記録。	○	○ ○	○	○	

第三部：治験の終了又は中止・中断後（注1）

文書の種類 概要	文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	保存場所(注2)	
			実施医療機関(注3) 治験依頼者	(注4) 実施医療機関 を実施する者による治験を実施する者による治験
50. 治験の中止・中断 又は被験機器の開発中 止の通知文書	治験の中止・中断又は被験機器 の開発中止の通知文書	治験依頼者が治験を中止・中断若しくは当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料を承認申請書に添付しないことを決定した場合、又は自ら治験を実施する者が治験を中止・中断若しくは当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承認申請書に添付されないことを知り得た場合。		
50.1 治験依頼者又は自ら治験を 実施する者から実施医療機関の 長あて	[企業: 第 32 条、医師: 第 43 条]	治験依頼者が全ての実施医療機関の長にその旨と理由の詳細を通して 知する文書。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が実施医療機関の長にその旨と理由の詳細を通知する文書。	○	○
50.2 実施医療機関の長から治験 責任医師及び治験審査委員会あ て [第 60 条]		実施医療機関の長が治験責任医師及び治験審査委員会にその旨を 詳細に説明する文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、 実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやり取りを行う 必要はないこと。	○	○
51. 治験の中止又は中 断の報告書		治験責任医師が治験を中止又は中断した場合。		
51.1 治験責任医師から実施医療 機関の長あて [第 69 条]		治験責任医師が実施医療機関の長にその旨を詳細に説明した文 書。	○	○
51.2 実施医療機関の長から治験 依頼者及び治験審査委員会あて [第 60 条]		実施医療機関の長が治験依頼者及び治験審査委員会にその旨を詳 細に説明した文書。	○	○

第Ⅲ部：治験の終了又は中止・中断後（注1）

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による 治験	自ら治験を実施す る者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	実施医療 機関(注3)	治験依 頼者 (注4)
52. 治験責任医師から の治験の終了報告文書	52.1 治験責任医師からの治験の 終了報告文書 【第 69 条】	治験責任医師が実施医療機関の長に治験の終了と治験結果の概要 を報告した文書。	○ ○
53. 実施医療機関の長 からの治験の終了通知 文書	53.1 実施医療機関の長からの治 験の終了通知文書 【第 60 条】	実施医療機関の長が治験審査委員会及び治験依頼者に治験結果の 概要とともに治験の終了を通知した文書。	○ ○ ○
54. 治験の終了報告書	54.1 治験の総括報告書 【企業：第 33 条、医師：第 44 条】	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が医療機器 GCP 省令等に従 って作成し、規制当局の求めに応じて提出する文書。	○ ○
55. 監査記録	55.1 監査記録 【企業：第 31 条、医師：第 42 条】	監査担当者が監査で発見した事項を示した記録。	○ ○
56. 監査報告書	56.1 監査報告書 【企業：第 31 条、医師：第 42 条】	監査担当者が監査の記録に基づき監査報告書を作成し、治験依頼 者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治験で は自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文書。	○ ○ ○
57. 監査証明書	57.1 監査証明書 【企業：第 31 条、医師：第 42 条】	監査担当者が、監査を行った治験について監査証明書を作成し、治 験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による 治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文 書。	○ ○ ○
58. 治験終了届書(控)	58.1 治験終了届書(控) 【薬事法施行規則第 275 条で準用 する第 270 条】	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験終了届書 を提出したことを示す文書。	○ ○

第Ⅲ部：治験の終了又は中止・中断後（注1）

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	実施医療機関(注3)	治験依頼者	(注4) 自ら治験を実施する者による治験	実施医療機関
59.治験中止届書(控)	59.1 治験中止届書(控) 【薬事法施行規則第275条で準用する第270条】	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験中止届書を提出したことを示す文書。		○	○
60.開発中止届書(控)	60.1 開発中止届書(控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に被験機器の開発中止届書を提出したことを示す文書。		○	○

第IV部：開発業務受託機関又は治験施設支援機関で保存する文書・記録（注1）

文書の種類	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	概要	保存場所(注2)	
			開発業務 受託機関	治験施設 支援機関
61. 開発業務受託機関の標準業務手順書	61.1 開発業務受託機関の標準業務手順書 〔企業：第 12 条、医師：第 22 条〕	治験に関する受託業務が医療機器 GCP 指令等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理体制の履行、保持を保証するための標準業務手順書。	○	
	61.2 健康被害の補償の手順に関する開発業務受託機関の手順に関する文書 〔企業：第 12 条、医師：第 22 条〕	開発業務受託機関が、治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関とともに当該受託業務により生じた健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めたことを示す文書。	○	
62. 治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関と開発業務受託機関との契約書	62.1 治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関と開発業務受託機関との契約書 〔企業：第 12 条、医師：第 22 条〕	治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に關して開発業務受託機関と契約したことを示す記録。	○	
63. 治験に係る検体等の検査機関における精度管理等を保証する記録	63.1 治験に係る検体等の検査機関における精度管理等を保証する記録 〔企業：第 12 条、医師：第 22 条〕	治験に係る検体等の検査機関において、検査が適切に実施されたため、当該検査機関における精度管理等をデータが信頼できることを保証するため、当該検査機関における精度管理等を保証する記録。	○	
64. 治験に関する合意文書	64.1 治験の契約書又は承認書 〔第 13 条〕	治験の実施に關し、治験依頼者、開発業務受託機関及び実施医療機関の三者の間で合意した文書。	○	
65. 自ら治験を実施する者又は実施医療機関と治験施設支援機関との契約書	65.1 自ら治験を実施する者又は実施医療機関と治験施設支援機関との契約書 〔第 59 条〕	自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に關して治験施設支援機関と契約したことを示す記録。	○	
66. 健康被害の補償に関する治験施設支援機関の手順に関する文書	66.1 健康被害の補償に関する治験施設支援機関の手順に関する文書 〔第 59 条〕	治験施設支援機関が、自ら治験を実施する者又は実施医療機関とともに当該受託業務により生じた健康被害に要する費用その他の損失を補償する手順を定めたことを示す文書	○	